

長野県地球温暖化対策条例（仮称）要綱（案）

長野県地球温暖化対策条例（仮称）要綱（案） 目次

条例制定の背景と趣旨	1
長野県地球温暖化対策条例（仮称）要綱	2
<u>第1章 総則</u>	2
1 目的	2
2 定義	2
3 県の責務	2
4 事業者の責務	3
5 県民の責務	3
6 滞在者及び旅行者の責務	3
<u>第2章 地球温暖化対策計画等</u>	3
7 地球温暖化対策計画の策定	3
8 地球温暖化対策指針の策定	4
9 施策の評価及び見直し	4
<u>第3章 事業活動における地球温暖化対策</u>	4
10 事業者による温室効果ガスの排出の状況の把握、抑制	4
11 事業者排出量削減計画書の作成等	4
12 事業者排出量削減実績報告書の提出等	5
13 事業者排出量削減計画書等の公表	5
14 24時間営業等事業者による温室効果ガスの排出の状況の把握、抑制	5
15 24時間営業等事業者排出量削減計画書の作成等	5
16 24時間営業等事業者排出量削減実績報告書の提出等	6
17 24時間営業等事業者排出量削減計画書等の公表	6
18 24時間営業等事業者との協定	6
19 24時間営業等事業者との協定の公表	6
<u>第4章 自動車交通における地球温暖化対策</u>	6
20 自動車等の使用抑制	6
21 自動車等の適正な整備及び運転の推進	7
22 アイドリング・ストップの実施	7
23 駐車場設置者等のアイドリング・ストップの周知義務	7
24 環境性能に優れた自動車等の使用、購入	7
25 自動車販売事業者等による環境情報の提供	7
26 自動車管理計画書の作成等	8
27 自動車管理実績報告書の提出等	8
28 自動車管理計画書等の公表	8

<u>第5章</u>	<u>電気機器等における地球温暖化対策</u>	・ ・ ・ ・ ・	8
29	エネルギー消費量の少ない電気機器等の使用、購入	・ ・ ・ ・ ・	8
30	特定電気機器等における省エネラベルの表示	・ ・ ・ ・ ・	9
<u>第6章</u>	<u>建築物に係る地球温暖化対策</u>	・ ・ ・ ・ ・	9
31	環境配慮の向上	・ ・ ・ ・ ・	9
32	建築物環境配慮計画書の作成等	・ ・ ・ ・ ・	9
33	建築物環境配慮計画書等の公表	・ ・ ・ ・ ・	9
<u>第7章</u>	<u>再生可能エネルギーの利用による地球温暖化対策</u>	・ ・ ・ ・ ・	10
34	再生可能エネルギーの優先的利用	・ ・ ・ ・ ・	10
35	県による再生可能エネルギーの導入、活用	・ ・ ・ ・ ・	10
36	再生可能エネルギー導入計画書の作成等	・ ・ ・ ・ ・	10
37	再生可能エネルギー導入実績報告書の提出等	・ ・ ・ ・ ・	10
38	再生可能エネルギー導入計画書等の公表	・ ・ ・ ・ ・	11
<u>第8章</u>	<u>廃棄物の発生抑制等による地球温暖化対策</u>	・ ・ ・ ・ ・	11
39	廃棄物の発生抑制等による地球温暖化対策	・ ・ ・ ・ ・	11
40	環境物品等の購入の促進	・ ・ ・ ・ ・	11
<u>第9章</u>	<u>雑則</u>	・ ・ ・ ・ ・	11
41	顕彰の実施	・ ・ ・ ・ ・	11
42	指導及び助言	・ ・ ・ ・ ・	11
43	勸告	・ ・ ・ ・ ・	11
44	勸告に従わない者の公表	・ ・ ・ ・ ・	12
45	条例の見直し	・ ・ ・ ・ ・	12
46	市町村の条例との関係	・ ・ ・ ・ ・	12
47	委任	・ ・ ・ ・ ・	12
<u>附則</u>		・ ・ ・ ・ ・	12
48	施行日	・ ・ ・ ・ ・	12
49	経過措置	・ ・ ・ ・ ・	12

条例制定の背景と趣旨

石油や石炭などの化石燃料を燃やす際に発生する二酸化炭素は、地球全体の気温を上昇させる温室効果ガスの代表です。その温室効果ガスの濃度が高まり、地球の温暖化が進んだため、異常気象の激増、自然の生態系への悪影響、海面の上昇など深刻な問題が現実のものとなっています。(IPCC*の知見による。)この地球温暖化問題は、人類の生存基盤を揺るがす最も重要な環境問題として国際的な取り組みが進められています。

1997年12月に採択された京都議定書において、わが国は温室効果ガスを2012年までに6%削減〔1990年比〕することを約束しました。このような状況下、2005年2月に京都議定書が発効し、政府は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」(以下、「地球温暖化対策推進法」という。)に基づき、4月に「京都議定書目標達成計画」を決定し、約束達成に向けて強い決意を持って行動開始しました。「京都議定書目標達成計画」には「環境と経済の両立」を基本的考えとし、「環境負荷の少ない健全な経済の発展や質の高い国民生活の実現を図りながら、温室効果ガスの排出を削減」とあります。

長野県は、2003年4月「長野県地球温暖化防止県民計画」を策定しました。この「県民計画」では、温室効果ガス排出量を2050年度に50%削減するという最終目標を見据えて、当面2010年度までに6%削減〔1990年度比〕する目標をたてました。しかし、2003年では90年比+15.3%の増加を加えた21.3%の削減を図らなくてはならないのが現状です。そこでこの県民計画においては、化石燃料に依存してエネルギーや資源を消費している暮らしや社会を根本的に見直すとともに、長野の豊かな自然資源を活かした特色のある地球温暖化対策を打ち出しました。

このような背景と経緯をふまえて、より実効性のある対策を進めるため「長野県地球温暖化対策条例(仮称)」を制定します。この条例では、「地球温暖化対策推進法」や「省エネルギー法」、「長野県環境基本条例」に定める廃棄物の減量等や、「長野県ふるさとの森林づくり条例」(平成17年制定)とも連携しながら、長野県らしい脱温暖化型社会を目指すことで、地球温暖化の原因となっている温室効果ガスの削減を図るための対策を定めます。地球温暖化防止のため、森林の公益的機能が重要視される中、県土の78%を占める森林が生み出す木材資源や水資源は、全国的にも恵まれた日射量と共に、私たち長野県民の宝です。

この条例は、長野県の自然的条件と共に、地域ごとにそれぞれ魅力溢れる社会的条件を活かすことで、持続可能な社会、真に健康で文化的な生活を享受できる社会を、県民、事業者、市町村、県の知恵の発揮と実践行動及び協働により実現させようとするものです。

*「IPCC」(気候変動に関する政府間パネル):人為的な気候変動のリスクに関する最新の科学的・技術的・社会経済的な知見をとりまとめて評価し、各国政府にアドバイス等を提供することを目的とした政府間機構

長野県地球温暖化対策条例（仮称）要綱

第1章 総則

1 目的

この条例は、長野県環境基本条例の理念にのっとり、地球温暖化対策について、県、事業者、県民並びに滞在者及び旅行者の責務を明らかにするとともに、地球温暖化対策の基本となる事項を定め、これを推進することにより、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

2 定義

この条例において、次に掲げる用語の意義は、次に定めるところによる。

- (1) 地球温暖化 人の活動に伴って発生する温室効果ガスが大気中の温室効果ガスの濃度を増加させることにより、地球全体として、地表及び大気の温度が追加的に上昇する現象をいう。（地球温暖化対策推進法律第2条第1項に規定）
- (2) 地球温暖化対策 温室効果ガスの排出の抑制並びに吸収作用の保全及び強化（以下「温室効果ガスの排出の抑制等」という。）その他の地球温暖化の防止を図るための施策又は取組をいう。
- (3) 温室効果ガス 次に掲げる物質をいう。（地球温暖化対策推進法第2条第3項に規定）
 - ア 二酸化炭素
 - イ メタン
 - ウ 一酸化二窒素
 - エ ハイドロフルオロカーボン
 - オ パーフルオロカーボン
 - カ 六ふっ化硫黄
- (4) 温室効果ガスの排出 人の活動に伴って発生する温室効果ガスを大気中に排出し、放出し、若しくは漏出させ、又は他人から供給された電気若しくは熱（燃料又は電気を熱源とするものに限る。）を使用することをいう。（地球温暖化対策推進法第2条第4項に規定）
- (5) 再生可能エネルギー 太陽光、風力その他絶えず資源が補充されて枯渇することのないものとして規則で定めるエネルギーをいう。

3 県の責務

- (1) 県は、国、市町村、事業者、県民及び長野県地球温暖化防止活動推進センター（地球温暖化対策推進法第24条の規定により県が指定した長野県地球温暖化防止活動推進センターをいう。）等と協働して、地球温暖化対策を策定し、実施するものとする。
- (2) 県は、県の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の抑制等の措置を講ずるものとする。

4 事業者の責務

- (1) 事業者は、地球温暖化の防止に関する理解を深め、その事業活動において、温室効果ガスの排出の抑制等に関する取組を自主的かつ積極的に行うよう努めなければならない。
- (2) 事業者は、県民又は県が実施する地球温暖化対策に協力するよう努めなければならない。

5 県民の責務

- (1) 県民は、地球温暖化の防止に関する理解を深め、その日常生活において、温室効果ガスの排出の抑制等に関する取組を自主的かつ積極的に行うよう努めなければならない。
- (2) 県民は、事業者又は県が実施する地球温暖化対策に協力するよう努めなければならない。

6 滞在者及び旅行者の責務

滞在者及び旅行者は、県、事業者及び県民が実施する地球温暖化対策に協力するよう努めなければならない。

第2章 地球温暖化対策計画等

7 地球温暖化対策計画の策定

- (1) 知事は、地球温暖化対策を推進するため、地球温暖化対策に関する計画(以下「地球温暖化対策計画」という。)を定めなければならない。
- (2) 地球温暖化対策計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - ア 温室効果ガスの排出の抑制等に関する目標
 - イ 目標を達成するために必要な地球温暖化対策に関する事項
 - ウ その他地球温暖化対策を推進するために必要な事項
- (3) 知事は、地球温暖化対策計画を定め、又は変更しようとするときは、長野県環境審議会の意見を聴かななければならない。
- (4) 知事は、地球温暖化対策計画を定め、又は変更したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

8 地球温暖化対策指針の策定

- (1) 知事は、温室効果ガスの排出の抑制等を行うために必要な事項についての指針（以下「地球温暖化対策指針」という。）を定めなければならない。
- (2) 知事は、地球温暖化対策指針を定め、又は変更したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

9 施策の評価及び見直し

- (1) 知事は、県が地球温暖化対策計画に基づき講じた施策の実施状況について、定期的に評価を行い、地球温暖化の防止に係る技術水準の向上及び社会経済情勢の変化を踏まえ、施策の見直しを行わなければならない。
- (2) 知事は、(1)の地球温暖化対策計画に基づき講じた施策の実施状況についての評価を行うに当たっては、県民及び学識経験者等の意見を聴かななければならない。
- (3) 知事は、(1)の地球温暖化対策計画に基づき講じた施策の実施状況についての評価を行ったときは、速やかにこれを公表しなければならない。

第3章 事業活動における地球温暖化対策

10 事業者による温室効果ガスの排出の状況の把握、抑制

事業者は、温室効果ガスの排出の状況を把握し、地球温暖化対策指針に基づき、温室効果ガスの排出の抑制や、再生可能エネルギーの利用等の地球温暖化対策の推進に努めなければならない。

11 事業者排出量削減計画書の作成等

- (1) 事業者のうち、規則で定める者（以下「特定事業者」という。）は、規則で定めるところにより、事業者排出量削減計画書を作成し、知事に提出しなければならない。
- (2) 事業者排出量削減計画書には、次に掲げる内容を記載するものとする。
 - ア 温室効果ガスの排出の状況
 - イ 温室効果ガスの排出の量の削減を図るための基本方針、措置及び自主数値目標
 - ウ 計画の推進に係る体制等
- (3) 特定事業者以外の事業者は、事業者排出量削減計画書を作成し、知事に提出することができる。
- (4) 事業者は、(1)又は(3)の規定により提出した事業者排出量削減計画書に変更があった場合は、変更後の事業者排出量削減計画書を知事に提出しなければならない。
- (5) 事業者は、(1)、(3)及び(4)の規定により提出した事業者排出量削減計画書及び変更後の事業者排出量削減計画書（以下「事業者排出量削減計画書等」という。）を、規則で定める方法により、公表しなければならない。

12 事業者排出量削減実績報告書の提出等

- (1) 事業者排出量削減計画書等を提出した事業者は、事業者排出量削減計画書等に基づく措置の実施状況等を記載した事業者排出量削減実績報告書を作成し、知事に提出しなければならない。
- (2) (1)の規定により事業者排出量削減実績報告書を提出した事業者は、事業者排出量削減実績報告書を、規則で定める方法により、公表しなければならない。

13 事業者排出量削減計画書等の公表

知事は、事業者排出量削減計画書等又は事業者排出量削減実績報告書の提出があったときは、速やかに、その概要を公表しなければならない。

14 24時間営業等事業者による温室効果ガスの排出の状況の把握、抑制

規則で定める24時間営業事業者又は規則で定める自動販売機設置事業者（以下「24時間営業等事業者」という。）は、温室効果ガスの排出の状況を把握し、地球温暖化対策指針に基づき、温室効果ガスの排出の抑制や、再生可能エネルギーの利用等の地球温暖化対策の推進に努めなければならない。

15 24時間営業等事業者排出量削減計画書の作成等

- (1) 24時間営業等事業者のうち規則で定める者（以下「特定24時間営業等事業者」という。）は、規則で定めるところにより、24時間営業等事業者排出量削減計画書を作成し、知事に提出しなければならない。
- (2) 24時間営業等事業者排出量削減計画書には、次に掲げる内容を記載するものとする。
 - ア 温室効果ガスの排出の状況
 - イ 温室効果ガスの排出の量の削減を図るための基本方針、措置及び自主数値目標
 - ウ 計画の推進に係る体制等
- (3) 特定24時間営業等事業者以外の24時間営業等事業者は、24時間営業等事業者排出量削減計画書を作成し、知事に提出することができる。
- (4) 24時間営業等事業者は、(1)又は(3)の規定により提出した24時間営業等事業者排出量削減計画書に変更があった場合は、変更後の24時間営業等事業者排出量削減計画書を知事に提出しなければならない。
- (5) 24時間営業等事業者は、(1)、(3)及び(4)の規定により提出した24時間営業等事業者排出量削減計画書及び変更後の24時間営業等事業者排出量削減計画書（以下「24時間営業等事業者排出量削減計画書等」という。）を、規則で定める方法により、公表しなければならない。

16 24時間営業等事業者排出量削減実績報告書の提出等

- (1) 24時間営業等事業者排出量削減計画書等を提出した24時間営業等事業者は、24時間営業等事業者排出量削減計画書等に基づく措置の実施状況等を記載した24時間営業等事業者排出量削減実績報告書を作成し、知事に提出しなければならない。
- (2) (1)の規定により24時間営業等事業者排出量削減実績報告書を提出した24時間営業等事業者は、24時間営業等事業者排出量削減実績報告書を、規則で定める方法により、公表しなければならない。

17 24時間営業等事業者排出量削減計画書等の公表

知事は、24時間営業等事業者排出量削減計画書等又は24時間営業等事業者削減実績報告書の提出があったときは、速やかに、その概要を公表しなければならない。

18 24時間営業等事業者との協定

- (1) 知事は、24時間営業又は自動販売機の設置に関して、関係者の意見を聴いて、事業者と協定を締結するよう努めなければならない。
- (2) 知事は、24時間営業又は自動販売機の設置に関して、市町村長又は地区の代表者からの申し出を受けた場合には、関係者の意見を聴いて、市町村長又は地区の代表者並びに24時間営業等事業者と協定を締結するよう努めなければならない。

19 24時間営業等事業者との協定の公表

知事は、18の規定による協定が締結されたときは、規則で定める方法により、その内容を公表しなければならない。

第4章 自動車交通における地球温暖化対策

20 自動車等の使用抑制

- (1) 事業者、県民並びに滞在者及び旅行者は、事業活動、日常生活又は滞在中の活動において、公共交通機関又は自転車の利用等により、自動車（道路運送車両法第2条第2項に規定する自動車をいう。以下同じ。）又は原動機付き自転車（道路運送車両法第2条第3項に規定する原動機付き自転車をいう。以下同じ。）（以下「自動車等」という。）の使用の抑制に努めなければならない。
- (2) 事業者は、その従業員が通勤のために使用する自己所有の自動車等の使用の抑制に努めなければならない。

21 自動車等の適正な整備及び運転の推進

自動車等を使用し、又は所有する者は、温室効果ガスの排出の量を最小限に抑制するための自動車等の適正な整備及び運転に努めなければならない。

22 アイドリング・ストップの実施

自動車等を運転する者は、駐車（客待ち、荷待ち、貨物の積卸し、故障その他の理由により自動車等を継続的に停止させること（人の乗降のための停止を除く。）又は自動車等を停止させ、かつ、当該自動車等を運転する者が直ちに運転することができない程度にその自動車を離れることをいう。以下同じ。）をするときは、当該自動車等の原動機を停止（以下「アイドリング・ストップ」という。）するよう努めなければならない。ただし、アイドリング・ストップすることができないことにつきやむを得ない事情があるものとして規則で定める場合は、この限りでない。

23 駐車場設置者等のアイドリング・ストップの周知義務

- (1) 駐車場を設置、又は管理している者（以下「駐車場設置者等」という。）は、当該駐車場を利用する者に対し、看板、書面等により、当該駐車場で自動車等を駐車する場合（22ただし書に規定する場合を除く。（2）において同じ。）においてはアイドリング・ストップを行うことを周知するよう努めなければならない。
- (2) 駐車場設置者等のうち、規則で定める者（以下「特定駐車場設置者等」という。）は、当該駐車場を利用する者に対し、看板、書面等により、当該駐車場で自動車等を駐車する場合においてはアイドリング・ストップを行うことを周知しなければならない。

24 環境性能に優れた自動車等の使用、購入

自動車等を使用、又は購入しようとする者は、環境性能に優れた自動車等（温室効果ガスを排出しないか、又はその量が相当程度少ない自動車等をいう。以下同じ）を使用、又は購入するよう努めなければならない。

25 自動車販売事業者等による環境情報の提供

- (1) 過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けていない自動車（以下「新車」という。）を販売する者（以下「自動車販売事業者」という。）は、新車を購入しようとする者に対し、その販売する新車について規則で定める事項（以下「環境情報」という。）について情報提供を行うよう努めなければならない。
- (2) 自動車販売事業者のうち、規則で定める者（以下「特定自動車販売事業者」という。）は、新車を購入しようとする者に対し、環境情報について情報提供を行わなければならない。
- (3) 自動車賃貸事業者は、自動車を賃借しようとする者に対し、規則で定める事項について情報提供を行うよう努めなければならない。

26 自動車管理計画書の作成等

- (1) 県内の事業所において自動車を使用する者（以下「自動車使用事業者」という。）のうち、規則で定める台数以上の自動車を使用する者（以下「大口自動車使用事業者」という。）は、地球温暖化対策指針に基づき、規則で定めるところにより、自動車管理計画書を作成し、知事に提出しなければならない。
- (2) 自動車管理計画書には、環境性能に優れた自動車の導入を図るための基本方針、措置及び自主数値目標等を記載するものとする。
- (3) 大口自動車使用事業者以外の自動車使用事業者は、自動車管理計画書を作成し、知事に提出することができる。
- (4) 自動車使用事業者は、(1)又は(3)の規定により提出した自動車管理計画書に変更があった場合は、変更後の自動車管理計画書を知事に提出しなければならない。
- (5) 自動車使用事業者は、(1)、(3)及び(4)の規定により提出した自動車管理計画書及び変更後の自動車管理計画書（以下「自動車管理計画書等」という。）を、規則で定める方法により、公表しなければならない。

27 自動車管理実績報告書の提出等

- (1) 自動車管理計画書等を提出した自動車使用事業者は、自動車管理計画書等に基づく措置の実施状況等を記載した自動車管理実績報告書を作成し、知事に提出しなければならない。
- (2) (1)の規定により自動車管理実績報告書を提出した自動車使用事業者は、自動車管理実績報告書を、規則で定める方法により、公表しなければならない。

28 自動車管理計画書等の公表

知事は、自動車管理計画書等又は自動車管理実績報告書の提出があったときは、速やかに、その概要を公表しなければならない。

第5章 電気機器等における地球温暖化対策

29 エネルギー消費量の少ない電気機器等の使用、購入

電気機器、ガス器具等（以下「電気機器等」という。）を使用、又は購入しようとする者は、エネルギー消費量の少ない電気機器等を使用、又は購入するよう努めなければならない。

30 特定電気機器等における省エネラベルの表示

- (1) 電気機器等のうち、規則で定めるもの（以下「特定電気機器等」という。）を店頭において販売する者（以下「電気機器等販売事業者」という。）は、当該販売店において、陳列する特定電気機器等について、相対評価その他の規則で定めるエネルギーの使用の合理化その他地球温暖化の防止に係る性能等を示す事項を記載した知事が定める書面（以下「省エネラベル」という。）を、当該特定電気機器等の見やすい位置に掲出し、説明を行うなど情報提供を行うよう努めなければならない。
- (2) 電気機器等販売事業者のうち、規則で定める者（以下「特定電気機器等販売事業者」という。）は、当該販売店において、省エネラベルを、当該特定電気機器等の見やすい位置に掲出し、説明を行うなど情報提供を行わなければならない。

第6章 建築物に係る地球温暖化対策

31 環境配慮の向上

住宅をはじめ建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ）の新築、増築及び改築（以下「新築等」という。）をしようとする者（以下「建築主」という。）は、建築物に係る温室効果ガスの排出の抑制等を図るため、地球温暖化対策指針に基づき、必要な措置を講じるよう努めなければならない。

32 建築物環境配慮計画書の作成等

- (1) 規則で定める規模を超える建築物を新築等しようとする者（以下「特定建築主」という。）は、規則で定めるところにより、建築物環境配慮書を作成し、知事に提出しなければならない。
- (2) 建築物環境配慮計画書には、温室効果ガスの排出の抑制等に関する基本方針、措置等を記載するものとする。
- (3) 特定建築主は、(1)の規定により提出した建築物環境配慮計画書に変更があった場合は、変更後の建築物環境配慮計画書を知事に提出しなければならない。
- (4) 特定建築主は、(1)及び(3)の規定により提出した建築物環境配慮計画書及び変更後の建築物環境配慮計画書（以下「建築物環境配慮書等」という。）を、規則で定める方法により、公表しなければならない。

33 建築物環境配慮計画書等の公表

知事は、建築物環境配慮計画書等の提出があったときは、速やかに、その概要を公表しなければならない。

第7章 再生可能エネルギーの利用による地球温暖化対策

34 再生可能エネルギーの優先的利用

事業者及び県民は、事業活動及び日常活動において、再生可能エネルギーの優先的な利用に努めなければならない。

35 県による再生可能エネルギーの導入、活用

県は、率先して再生可能エネルギーを導入、活用するよう努めなければならない。

36 再生可能エネルギー導入計画書の作成等

- (1) 県内にエネルギーを供給している者（以下「エネルギー供給事業者」という。）のうち、規則で定める者（以下「特定エネルギー供給事業者」という。）は、規則で定めるところにより、再生可能エネルギー導入計画書を作成し、知事に提出しなければならない。
- (2) 再生可能エネルギー導入計画書には、次に掲げる内容を記載するものとする。
 - ア エネルギー供給量に対する再生可能エネルギー由来のエネルギーの供給量の割合の拡大に係る基本方針、措置及び自主数値目標
 - イ エネルギーの供給に伴う温室効果ガスの排出の状況
 - ウ エネルギーの供給に伴う温室効果ガスの排出の量の削減を図るための基本方針、措置及び自主数値目標
 - エ 計画の推進に係る体制等
- (3) 特定エネルギー供給事業者以外のエネルギー供給事業者は、再生可能エネルギー導入計画書を作成し、知事に提出することができる。
- (4) エネルギー供給事業者は、(1)又は(3)の規定により提出した再生可能エネルギー導入計画書に変更があった場合は、変更後の再生可能エネルギー導入計画書を知事に提出しなければならない。
- (5) エネルギー供給事業者は、(1)、(3)及び(4)の規定により提出した再生可能エネルギー導入計画書及び変更後の再生可能エネルギー導入計画書（以下、「再生可能エネルギー導入計画書等」という。）を、規則で定める方法により、公表しなければならない。

37 再生可能エネルギー導入実績報告書の提出等

- (1) 再生可能エネルギー導入計画書等を提出したエネルギー供給事業者は、再生可能エネルギー導入計画書等に基づく措置の実施状況等を記載した再生可能エネルギー導入実績報告書を作成し、知事に提出しなければならない。
- (2) (1)の規定により再生可能エネルギー導入実績報告書を提出したエネルギー供給事業者は、再生可能エネルギー導入実績報告書を、規則で定める方法により、公表しなければならない。

38 再生可能エネルギー導入計画書等の公表

知事は、再生可能エネルギー導入計画書等又は再生可能エネルギー導入実績報告書の提出があったときは、速やかに、その概要を公表しなければならない。

第8章 廃棄物の発生抑制等による地球温暖化対策

39 廃棄物の発生抑制等による地球温暖化対策

事業者、県民並びに滞在者及び旅行者は、温室効果ガスの排出の抑制を図るため、事業活動、日常生活又は滞在中の活動において、廃棄物の発生抑制、再使用及び再生利用その他資源としての有効利用に努めなければならない。

40 環境物品等の購入の促進

物品を購入しようとする者は、温室効果ガスの排出の抑制を図るため、環境配慮事業者等により提供される環境物品等（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第2条第1項に規定する環境物品等をいう。）を選択するよう努めなければならない。

第9章 雑則

41 顕彰の実施

知事は、地球温暖化対策に関し、特に優れた取組みをした者に対し、顕彰を行うものとする。

42 指導及び助言

知事は、この条例に基づく地球温暖化対策の推進において、必要と認めるときは、指導及び助言をすることができる。

43 勧告

知事は、特定事業者、特定24時間営業等事業者、大口自動車使用事業者、特定建築主及び特定エネルギー供給事業者が、正当な理由なく規則で定められた書面を提出せず、又は虚偽の書面を提出したとき、若しくは、特定駐車場設置者等、特定自動車販売事業者及び特定家電製品等販売事業者が、正当な理由なく、義務を果たさなかった場合、その者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

44 勧告に従わない者の公表

知事は、43の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく当該勧告に従わないときは、当該勧告に従わない者の氏名又は名称、住所及び当該勧告の内容を公表することができる。

45 条例の見直し

県は、この条例の目的を達成するため、社会経済情勢の変化や施策の実施状況及びその評価等を踏まえ、その見直しを行うものとする。

46 市町村の条例との関係

市町村が、この条例に定める手続きその他の内容に関して、同等の規定を有する条例を制定したと認められる場合には、適用を除外する。

47 委 任

この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

48 施行日

この条例は、平成 年 月 日から施行する。ただし、第 章 の規定は、平成 年 月 日から施行する。

49 経過措置

この条例の施行日より前に知事が定めた長野県地球温暖化防止県民計画は、7の規定により定められた地球温暖化対策計画とみなす。